

路上禁煙対策の推進

1 趣 旨

路上の人ごみの中での喫煙は周囲の人にやけどをさせたり、服を焦がしたりする可能性があり大変危険であるとともに、ポイ捨ての原因となっています。

このため、路上喫煙による危険性が高い地域を路上禁煙地区として指定し、安全で快適にすることをめざします。

2 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例

(1) 喫煙者の責務と路上禁煙地区を条例に規定した理由

平成6年に、他都市で幼児のまぶたに歩きたばこの火があたる事故が発生したことが報道され、人ごみでの歩きたばこの危険性について議論がされるようになりました。条例制定にあたり実施した市民アンケートでは、人ごみでの歩きたばこの危険性とポイ捨てについて、喫煙者に一定の責務等が必要であるとの回答が多く寄せられました。



(2) 路上禁煙地区の指定について

【地区指定の経緯】

公募による市民、各種団体代表者、事業者などを構成員とする「路上禁煙地区に関する意見を聴く会」を開催しました。

そこで、次の「候補地の考え方」等について検討、取りまとめがなされました。

< 1 候補地の考え方 >

路上禁煙地区については、人の集散が特に著しい繁華街、ターミナル周辺など、吸い殻のポイ捨てや路上喫煙の危険性を考慮して選定することが必要であるが、実効性の確保や路上禁煙地区内の道路上での喫煙行為には過料を科すこともありうることから限定的に指定することが望ましい。

< 2 指定範囲の考え方 >

指定範囲については、他条例に基づく美化推進重点地区や都市景観地区などとの整合性を図るとともに、規制の必要性が少ないと考えられる路地などを範囲から除くためにも、必要な道路ごとに指定することが望ましい。

「路上禁煙地区に関する意見を聴く会」から1、2の考え方に基づき、名古屋駅、栄、金山及び藤が丘の4地区が候補地となりました。

それを受け、各候補地区で「路上禁煙候補地区の意見を聴く会」を開催し、地元住民、事業者、関係機関等の意見を伺いました。

それらを踏まえ、平成17年2月25日に路上禁煙地区の告示を行い、平成17年3月17日から地区の指定を行いました。

(3) 過料徴収について

【過料徴収の判断基準】

違反者に過料を科すかは、「毎週1回実施している※定点調査で3か月の平均値をもとに以下の<過料徴収の判断基準>にて判断すること」としました。(※定点調査については4(1)参照)

<過料徴収の判断基準>

- ア 喫煙率は、※今後3か月間における路上禁煙4地区の平均値が、ほぼゼロ(0.1%以下)であること
- イ たばこの吸殻は、今後3か月間における路上禁煙4地区のたばこの吸殻の合計数の平均値が、告示を行った前日(2月24日)の結果と比較して10%以下(55個以下)であること
- ウ 原則として、上記ア、イの判断基準をベースに、いずれの基準も満たさない場合又はどちらか一方の基準を満たさない場合は、路上禁煙4地区すべてにおける過料徴収を総合的に判断する

※「今後3か月間」の期間は、H17.9.19~H17.12.22

【3か月間の調査の結果】

- ア 喫煙率 0.53% (告示日前日 4.74%)
 - イ たばこの吸殻数 543個 (告示日前日 553個)
- 喫煙率、たばこの吸殻数いずれも判断基準を上回り、過料徴収の判断をしました。

3 事業の内容

事業の内容として、主に路上禁煙の周知・啓発活動と路上禁煙等指導員によるパトロール・違反者への過料処分を行っています。

(1) 周知・啓発

<市職員と指導員合同によるパトロール>

- ・市職員と指導員合同による指導パトロール
(年間37回 パトロール、啓発等を指導員の他市職員延べ148名にて実施)

<キャンペーン>

- ・「路上禁煙キャンペーン」(路上禁煙地区にてパトロール、啓発等実施)
- ・「クリーンキャンペーンなごや」(路上禁煙地区にてパトロール、啓発等実施)
- ・JR名古屋駅の駅西合同パトロール(市民、事業者、警察、市職員など参加)
- ・「まるはちの日」「区民まつり」「なごや・まちピカ forCOP10」などでの広報、啓発等

<表示類の設置>

- ・路面表示 ※設置枚数1,184枚(標準851枚、大型333枚)
- ・路上禁煙地区の周知用看板(35枚)
- ・笹島交差点の電光掲示板(通年)
- ・栄市バスターミナルの電光掲示板(通年)
- ・蹴上げステッカー(地下鉄7駅42箇所、4地下街52箇所)延べ196枚
- ・上屋へのステッカー(地下鉄5駅24箇所)延べ75枚



<交通広告>

- ・主要駅ポスター掲出
- ・車内中吊広告、横枠広告
- ・車内放送・テロップ

<その他>

- ・広報車によるアナウンス（年末を中心に実施）
- ・商業施設等の大型映像装置での広報
- ・百貨店の店内放送、商店街での放送



(2) 路上禁煙等指導員によるパトロール

- 指導員の人数 16人（警察官OB）
 指導員の身分 名古屋市の非常勤嘱託員
 従事体制 原則2名体制で、パトロール及び過料処分を行う
 実施日 土日祝日を含む毎日（年末年始を除く）



(3) 過料処分

平成18年7月から路上禁煙地区で喫煙した違反者から2,000円の過料処分を実施しています。

過料処分の実績

(単位：件)

	名古屋駅	栄	金山	藤が丘	4地区合計
平成18年度(7~3月)	1,416	2,091	602	171	4,280
平成19年度	1,660	2,621	1,000	252	5,533
平成20年度	1,047	2,497	890	261	4,695
平成21年度	567	1,371	335	122	2,395
平成22年度	614	1,426	343	109	2,492
合計	5,304	10,006	3,170	915	19,395

4 定点調査の結果

路上禁煙地区の定点において、路上禁煙地区の告示日前日（H17.2.24）から毎週1回、喫煙率及びポイ捨てされた吸い殻の数の調査を実施。

(喫煙率は%、吸殻数は本数)

期間	喫煙率	吸殻数	名古屋駅		栄		金山		藤が丘	
			喫煙	吸殻	喫煙	吸殻	喫煙	吸殻	喫煙	吸殻
告示日前日	4.742	553	5.131	292	9.154	48	4.285	163	0.855	50
平成18年度	0.155	*155	0.161	*7	0.377	44	0.080	66	0.123	38
平成19年度	0.082	*143	0.089	*10	0.152	48	0.045	59	0.130	26
平成20年度	0.052	158	0.051	58	0.119	45	0.034	36	0.039	19
平成21年度	0.028	115	0.015	27	0.058	37	0.021	34	0.050	17
平成22年度	0.034	132	0.038	28	0.057	47	0.022	48	0.069	10

*平成17年10月から20年3月にかけて、名古屋駅の定点調査地点にて、高層ビルの建築工事の業者が常時清掃していたため、周辺の吸い殻の数が少なかったため参考値としている。

5 過料徴収実績のある政令市の状況

(過料処分件数は22年度実績)

都市名	地区数	面積・距離	過料処分件数	効果	過料額	指導員
札幌市	1	約0.81 k m ²	204	喫煙率大幅減	1,000円	3人
千葉市	4	0.45 k m ²	本年7月～	-	2,000円	8人
横浜市	6	0.25 k m ²	2,584	喫煙約80%減、吸殻約30%減 (地区でばらつきあり)	2,000円	26人
新潟市	3	0.223 k m ²	153	喫煙92.3%減	1,000円	6人
広島市	1	3.1 k m ²	225	吸殻83.8%減	1,000円	6人
北九州市	2	0.355 k m ²	952	喫煙97.1%減(小倉地区)	1,000円	5人
名古屋市	4	11.5 km	2,492	喫煙99.3%減、吸殻76.1%減	2,000円	16人
京都市	1	16.5 km	2,754	喫煙86.6%減	1,000円	9人
大阪市	1	4 km	8,237	喫煙92.3%減	1,000円	13人
堺市	1	3 km	本年4月～	-	1,000円	6人
神戸市	2	4km+0.1 k m ²	2,409	喫煙94.2%減	1,000円	10人

6 市民の声

(複数意見 単位：件)

	拡大要望	徹底・強化	周知・啓発	その他	計
平成21年度	18	16	10	19	63
平成22年度	15	13	1	7	36
平成23年度	5	3	3	7	18

【主な市民の声】(要旨)

- ・母親講習で主流煙よりも副流煙に有害物質が多く含まれていることを知り、路上喫煙による被害が妻や胎児に及ぶことへの不安を抱いております。名古屋市の路上全面禁煙化を強く希望します。
- ・名古屋観光に行きましたが、歩きたばこ・路上喫煙が多く不愉快でした。地下鉄「栄駅」出口付近に、若い男たちが喫煙しながら集っていて、風紀が悪いと感じました。名古屋のイメージを改善するためにも、速やかな改善を望みます。
- ・どうしても治らない喫煙者達の路上喫煙。罰則規定も甘いし、条例と言うことでなめています。厳しい処置をお願いしたいです。

路上禁煙等指導員のパトロールの実施について

1 路上禁煙地区での指導

- ・年間指導日数 359日（土・日・祝日を含む、年末年始を除く）
- ・指導員の配置方法

16名の指導員が原則2名1組（8班）となって、パトロールを行う。
薄暮にかかる時間帯にパトロールを実施する場合は3名で1班を構成するか、同じ地区に2班の配置を行う。
また、年次休暇の取得などにより、2名1班が組めない場合は、3名で1班を構成する。

路上禁煙地区の歩道距離に応じて、概ね班の配置を行う。

毎日、4地区のパトロールを実施する。

2 指導員の勤務

- ・勤務時間 6時間/日
- ・年間勤務日数 241日（年次休暇等除く）

3 地区別の配置班数（平成22年度） （単位：班）

地区	年間配置班数 (1日あたり)	(参考) 地区歩道距離(m)
名古屋駅	456.0 (1.27)	6,560 (33.4%)
栄	621.5 (1.73)	8,690 (44.2%)
金山	224.5 (0.63)	2,760 (14.0%)
藤が丘	173.5 (0.48)	1,660 (8.4%)
計	1,475.5 (4.11)	19,670 (100.0%)

- ・3時間の配置で0.5班、6時間の配置で1班とカウント。

4 指導員の配置例（平成23年7月の一週間を抽出）

・配置班数 31班（2名体制 23班、3名体制 8班）

	月曜日			火曜日			水曜日			木曜日			金曜日			土曜日			日曜日		
	出勤10名			出勤9名			出勤11名			出勤10名			出勤9名			出勤10名			出勤11名		
	人数	前半	後半	人数	前半	後半	人数	前半	後半	人数	前半	後半	人数	前半	後半	人数	前半	後半	人数	前半	後半
班	週休日			3	栄	名	欠班			3	栄	名	週休日			2	名	栄	2	名	栄
班	2	藤	栄	週休日			2	名	栄	2	金	名	2	栄	藤	週休日			2	栄	名
班	2	名	金	2	名	藤	週休日			2	栄	名	3	栄	金	欠班			週休日		
班	週休日			欠班			2	藤	栄	週休日			2	栄	名	2	藤	名	3	金	栄
班	2	栄	金	週休日			2	金	栄	3	名	藤	週休日			3	栄	金	欠班		
班	2	名	栄	週休日			2	栄	名	欠班			欠班			週休日			2	金	名
班	2	名	栄	2	金	名	週休日			欠班			2	名	金	3	栄	名	週休日		
班	週休日			2	栄	名	3	金	栄	週休日			欠班			欠班			2	栄	藤

名古屋駅	早朝																				
	昼間																				
	夜間																				
栄	早朝																				
	昼間																				
	夜間																				
金山	早朝																				
	昼間																				
	夜間																				
藤が丘	早朝																				
	昼間																				
	夜間																				

は勤務時間であり、移動時間を含めている。（片道移動時間 栄0分、名古屋駅10分、金山15分、藤が丘25分）